

一般社団法人人文地理学会理事・監事予備選挙に関する規程

2014年10月1日制定

2017年7月8日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人人文地理学会定款第26条及び第27条に基づく理事・監事の選任を円滑に行うために、社員総会に先立って実施する理事・監事予備選挙について必要な事項を定める。

(選挙事務の管理)

第2条 選挙に関する事務は、一般社団法人人文地理学会選挙管理委員会が管理する。

(選挙人及び被選挙人)

第3条 理事・監事予備選挙は、会員の中から、代議員、および理事・監事、常任委員の単記無記名投票により行う。

2 被選挙権者は、定款その他の関係規程における多選制限規定による被選挙権のない者を除く正会員とする。

(選挙の方法)

第4条 5名連記無記名投票により、候補者22名を選ぶ。ただし、この投票に際しては、理事候補者4名を記入する欄(以下「A欄」という)、監事候補者1名を記入する欄(以下「B欄」という)を設けた投票用紙を使用し、A欄とB欄の間では同一人への投票を可とすることとする。

2 前項による投票の結果は、監事候補者2名、理事候補者20名の順に確定するものとする。

3 監事辞退者は、理事の繰り上げ対象から外す。

4 監事当選者(次点者)と会長候補者が重複した場合、監事当選者(次点者)から外す。

5 2項による定数内の最下位の得票者が同数であるときは、学会入会年の古い者を当選者とする。

6 当選者が辞退したときは、次点者を繰り上げる。

7 次点の得票者が同数であるときは、学会入会年の古い者を当選者とする。

第5条 本規程第4条による選挙の当選者とは別に、一般社団法人人文地理学会会長選出に関する規程第6条第2項により選出された会長候補者を理事予備選挙の当選者に加える。

(役員確定)

第5条 社員総会において候補者ごとに信任投票を行い、出席代議員の過半数の賛成を得られた者を、役員として選任された者とする。

第6条 社員総会において信任が得られなかった役員候補者の補充については、本規程第7条の定めるところに従うものとする。

(役員補充)

第7条 会長、常任理事または監事が任期途中で辞任したとき、または欠けたとき、理事会は予備選挙における次点者を繰り上げて役員とすることができる。

2 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期途中で辞任した役員及び補充された役員で、在任期間が本来の任期の半分以上となる場合、定款第32条の適用に当たって、1期をつとめたものとみなす。

4 補充された役員については、直近の一般社団法人人文地理学会の社員総会において、信任投票を行なうものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会が行う。